

保育者養成校における学生の安全管理意識 ——教職課程における学校安全への対応——

Safety and Security Management Awareness of Students at Childcare Worker Training School : School Safety and Security in Teacher Training Course

原田 増廣

Masuhiko Harada

はじめに

文部科学省（以後、文科省）の『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 改訂 2 版』（2019）には、学校安全の体系の図表が載っており、そこでは、学校安全が「安全教育」・「安全管理」と組織活動に大別されている。「学校安全」は児童生徒自身に、安全についての資質や能力を育成することを目的にしたものである。本論文では、その意味についての「安全教育」については論ぜず、保育所・学校の教員が行う「安全管理」についての教員養成課程での「安全管理意識」を考察するものである。

保育・教育施設での子どもの受傷・疾病事故は増え続けている。保育者養成校を卒業し、保育士や幼稚園教諭（以後、両者を合わせて保育者とよぶ）として赴任した先で、1 年もたたない内に事故発生の責任を問われる立場に立たされることもある。また、教育実習中に実習先の保育所で園児の死亡する事故が発生した実習生もいる。¹⁾

教育現場に勤務する中で、いろんなことを経験し、学んで成長していくのだが、安全に関することは、勤務 1 日目から 1 人前であることが要求される。「知らなかった」ではすまされない。子どもの安全・安心を守るために、保育・教育現場に出るまでに安全に関する最低限度の基礎知識を身につけておかなければならない。保育者養成校は、「学校安全」の知識を持たないままの学生を現場に送ってはならない。

重大事故を起こすと、被害者だけでなく保育者もそれまでの環境が維持できないことが多い。場合によっては刑罰を受けることもある。それほど重い責任があるという

自覚が必要だが、保育者養成校に学ぶ学生は、「学校安全」に関してどのように思って学習しているのか。ここでは、保育者が刑罰を受けた事例を見た後、事故や安全についての学生意識はどうかを先行調査から探求し、重大事故防止の観点から養成校での授業のあり方について考察していく。

教育・保育施設での事故と保育者養成校の安全管理の教育課程

教育・保育施設等での事故数の推移

平成 30 年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに、認定こども園・幼稚園・認可保育所等で発生した重大事故は、内閣府の集計では死亡 9 件、負傷・疾病 1212 件（治療期間が 30 日以上）であった。これに放課後児童クラブの数字を加えると 1632 件になる。

2) 医療機関にかかった件数はここでは分からないが、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以後、J S C と表記）が公表している数字を見ると、医療費を支給（治療費が 5000 円以上のものが対象）した件数は幼稚園 17323、幼保連携型認定こども園 11714、保育所等 41227 の合計 54664 件となっている。3)

内閣府の集計では、1 月 1 日から 12 月 31 日を対象とし、J S C の集計では、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの年度を対象とするなど、2 つの集計報告では報告の対象期間や対象範囲などに違いがあるが、以下で使用するデータは主には内閣府のものである。

表 1 教育・保育施設等における事故数の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
認定こども園・幼稚園・保育所等	死亡	14	13	8	9	6
	負傷等	385	574	872	1212	1293
放課後児童クラブ	死亡	0	0	0	0	0
	負傷等	228	288	362	420	445

（1 月 1 日から 12 月 31 日までに報告されたもので事故発生年とは異なる。平成 28 年から令和 2 年までの内閣府の『教育・保育施設等における事故集計』の公表及び事故防止対策について』から抜粋し作成した。）

平成 27 年度から事故の報告が義務化され、平成 29 年度からは認可外の保育所も自治体への報告が義務化された。事故報告が義務化された平成 27 年度からの死傷者の推移をみれば、死亡数は緩やかな減少傾向にあるが、負傷・疾病数は明らかに増加の一途をたどっている（図表 1）。

新教育課程の「学校安全への対応」必修化

2009年に学校保健法が改正され、学校保健安全法になった。この改正で、学校は「学校安全計画」と「危険等発生時対象要領（以後、「危機管理マニュアル」）」の作成が義務づけられた。これにより、各学校での安全意識の高まりが期待されたが、教員養成校での教職課程での安全教育が義務化されたわけではなかったため、学校安全を学ばない学生も教員になることができた。2015年に実施された文科省の「教員の資質能力の向上に関する調査」によると、この時点で学校安全を教える教育課程を持つ大学は約47%だった（幼稚園から高校までの平均）。³⁾

根岸（2014）は、Web上でシラバスを公開していた教員養成学部をもつ47国立大学のうち、シラバスで学校安全に関する授業を明記している31大学について、その取り組みを検討している。それによれば、学校安全に関する包括的な科目を設置している大学は非常に少ない。これは、上記の文科省の調査結果と同様の傾向を示している。熊丸（2018）も根岸と同様の方法で研究し、学校安全・危機管理を扱う授業でも、授業全体の中での割合は高くはないとしている。また、学校安全・危機管理を授業で取り上げるかどうかは、担当教員次第であると分析し、一部の教員が従来から開講されている自分の授業科目で1回程度取り上げることが実現可能なラインだろうとしている。

学校事故による負傷・疾病が増え続ける中、2019年度からの新しい教育課程では「学校安全への対応」が必修化された。これは、改正された教育職員免許法と同法施行規則の施行に伴って実施されるものであったが、これより先、教員養成課程を持つ全ての大学は、新しい教育課程に基づく教員養成課程の再申請を行い、認められて新しい教員養成課程で授業を行うことになった。約20年ぶりの履修内容の全面改定であったが、それまで「学校安全」に関する授業を行っていなかった大学も、単独の科目にするか他の科目で扱うかは別として、必ず扱わなければならなくなった。

「学校安全への対応」は、教育職員免許法施行規則第2条1項の表（法令末尾に掲載）の「教育の基礎的理解に関する科目」の中に含まれることが必要な事項として、「教育に関する社会的・制度的又は経営的事項（学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。）」と規定されている。独立した項目ではなく「学校と地域の連携」と並んで規定され、しかも社会的・制度的又は経営的事項に「含まれる」では、「学校安全」を重視しない教育課程の大学もあるかもしれない。教員になっていく学生が学校現場で一から学ぶのではなく、大学で「学校安全」に必要な基礎的な知識を身につけられるようなカリキュラムが必要である。2条1項は幼稚園教諭の普通免許に関するものだが、小中高にも同じ内容が規定されている。

文科省「学校安全の推進に関する計画」

2011 年 3 月 11 日に東北地方太平洋地震が発生し、東日本大震災とよばれる大きな被害が生じた。地震の発生時刻が学校の管理下にある時間帯であり、直後に大津波が起きたこともあって、児童や学生にも多くの犠牲者が出た。このときに、児童・生徒が自主的に避難して危険を回避できた学校もあった。このことは学校安全に関する取り組みの重要性を再認識させ、文部科学省が「学校安全の推進に関する計画（以後、「安全推進計画」）（2012 年）を策定する契機となった。この計画は 5 年経過時に見直すことになっていたため、2017 年には「第 2 次学校安全の推進に関する計画」（以後、「第 2 次安全推進計画」）が通知された。

この通知で、現状では、教員養成を持つ学校の全てが、学生の学校安全に対する資質や能力の向上に力を入れているわけではないと分析し、具体的な方策を示した。具体的方策の中で、国は、教職課程コアカリキュラムに学校安全に関することを検討するとし、同年の 11 月に「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令」を公布した。上述したように、教職課程に「学校安全への対応」が組み入れられ必修化されたのは、これらの法規の改正によるものである。

保育所・幼稚園での事故裁判に見る保育者の刑事責任

保育者・園長の刑事責任

保育園や幼稚園で園児が死傷する事故が発生した場合、保育者に過失があれば、民事・刑事の法的責任が発生する。また、園を管理する園長も法的責任を負う。刑事裁判で有罪になると刑罰が科せられ、種々の不利益を被るため、刑法は抑制的に適用すべきとされる。教育・保育施設で事故があった場合、民事責任を追求する裁判は多いが、刑事責任を追及する裁判はそれほど多くはない。次の図表 2 は、刑事責任が問題になった死亡事故の裁判を新聞報道から拾い出し、まとめたものである。事故があったとき裁判になるのは、多くは民事事件（公立の施設では国家賠償法も争点になる）であるが、刑事事件だけを表にしたのは、保育者の身分に関係するからである。

表 2 園児死亡事故における保育者・園長に対する刑事裁判

判決日	裁判所	保育士・教諭	園長	事故の概要
1996.7.30	浦和地裁		禁錮 2 年（執行猶予 4 年）	飲料用の井戸水が O-157 に汚染されており、それを飲んだ幼稚園児 2 名が死亡 ①

2009.4.28	新潟地裁 長岡支部	主任教諭 禁錮 8 月 (執行猶予 3 年) (現場責任者として)	禁錮 10 月 (執行猶予 3 年) (最高責任者として)	「缶ぽっくり」と呼ばれる遊具のひもが大型遊具にからまって首を圧迫。3歳の幼稚園児が窒息死
2010.7.27 上の控訴審	東京高裁	主任教諭 罰金 40 万円	罰金 50 万円	②
略式	益田簡裁	主任保育士 罰金 50 万円	不起訴	保育園の 5 歳園児が小学校のプールで溺れ、1 ヶ月後に死亡 ③
2010.3	松江地裁	嘱託保育士 禁錮 10 月 (執行猶予 3 年)		
2014.3.24	横浜地裁	罰金 50 万円		幼稚園のプールで保育士が目を離した際に 3 歳児が溺死 ④
2015.3.31	横浜地裁		無罪	
2015.3.12 略式	古河簡裁	罰金 50 万円	罰金 50 万円	認可外保育所のビニールプールで 3 歳児が溺死 ⑤
2016.5.30	松山地裁	計画を立案した教諭 無罪 主任教諭 無罪	罰金 50 万円	お泊まり保育中の幼稚園児らが川で溺れ、5 歳児が死亡、2 名が負傷 ⑥
			不起訴 (2019. 1 付け)	認可保育所園庭にあった雲梯に首を挟まれ、3 歳児が死亡 ⑦
2020.2.14	さいたま地裁	禁錮 1 年 (執行猶予 3 年)	禁錮 1 年 (執行猶予 4 年)	保育所の園内プールで 4 歳児が死亡 ⑧
2014.7.30 (事故発生日)		園長や保育士ら 4 名が業務上過失致死罪で告訴されたが、不起訴に。検察審査会が「不起訴不当」の議決をしたが、再び不起訴に (2017.1.23 付け)		保育士 2 名でプールを見ていたが、1 名になった時に事故が起き、4 歳の保育園児が死亡 ⑨
2009.1.27	福岡地裁小倉支部	2 名。禁錮 1 年 (執行猶予 3 年)	不起訴	園外から帰園した送迎バスに取り残された 2 歳の保育園児が熱中症死 ⑩

(事故の概要欄に①～⑩の番号を記入した)

(出典：①判例時報 1577 号 PP70-75、②日本経済新聞 2010 年 7 月 27 日、③毎日新聞 2010 年 11 月 30 日、2011 年 4 月 13 日、④神奈川新聞 2014 年 3 月 25 日、朝日新聞 2015 年 3 月 31 日、⑤産経新聞 2015 年 3 月 18 日、⑥愛媛新聞 2016 年 5 月 31 日、⑦朝日新聞 2020 年 1 月 28 日、⑧埼玉新聞 2020 年 2 月 25 日、⑨産経新聞 2017

年1月24日、⑩西日本新聞 2009年1月27日)

裁判で禁錮以上の刑に処せられると保育士の登録が取り消され、保育士資格を失う(児童福祉法18条の5第2号。18条の19第1項第1号)。幼稚園教諭免許についても同様である(教育職員免許法10条第1項第1号、5条第1項第3号)。禁錮刑に執行猶予がついたとしても、登録が取り消されることに変わりはない。

罰金刑では、原則的には保育士・幼稚園教諭の資格は失われない。②の例では、第一審では禁錮刑で、刑が確定すれば保育士登録が取り消される(ただし、2年後には保育士資格の登録制限はなくなる)ところであったが、二審では罰金刑に減刑されたので保育士資格の登録は取り消されなかった。

①や⑦のように、園の施設や遊具、またその管理に瑕疵があった場合は、通常は園長などの管理者だけが責任を負う。

事故発生場所で園児の近くにいたなどの特別な場合を除いては、保育者や幼稚園教諭が責任を負うことはない。⑦では、園長のみが書類送検されたが、嫌疑不十分で不起訴となっている。それ以外のケースで見ると、園児のそばにいた保育者には刑事責任が認められても、保育者を指導監督する立場の園長の責任を認めることは少なく、⑧のように園長の方が保育者より重い刑(執行猶予期間が長い)を言い渡されることはめったにない。③の嘱託保育士や⑩の保育士2名は執行猶予付きの禁錮刑だったのに対し、園長は不起訴となっており刑事裁判にはかからなかった。

事故が起きれば、園の管理責任者ではなく、事故現場にいた保育者が責任を負う。保育者に対する園の安全指導が不十分であっても、それだけの理由では、保育者は刑事責任を免れず、保育者の資格を喪失するかもしれない。

保育士や幼稚園教諭になった者はその日から自己の保育・教育活動に専門職としての自覚が要求される。新人だからといって、安全管理の責任が軽減されることはない。図表2の④で、裁判所は、新人教諭に対する安全教育や指導が不十分なまま、単独でプール指導を行わせた幼稚園側の安全管理態勢の不十分さを指摘した。しかし、被告教諭に対しては、新人であっても「園児の安全配慮に対する認識や自覚が乏しく、幼稚園教諭としての基本的注意義務に違反した」(毎日新聞 2014年3月24日)として、厳しく批判し、罰金刑を言い渡した。園長は後日の裁判で無罪になっている。

教育・保育施設での事故は被害者の損害が補償され、傷ついた心が癒やされることと事故の教訓から次に同様の事故が起らないように予防策を考えることが大切である。事故を防ぐためには、保育者には何が必要とされるのか。保育者は自己の法的責任だけを考えて活動しているわけではないが、事故発生時には「注意義務」や「安全配慮義務」が確実に問題になる。

教員養成校の学生でも、事故の責任ということまでは考えたことがないだろうが、やはり、このことを考えておくことは、罰せられないためだけではなく、同様の事故が起こらないようにするためにも必要である。

教員養成課程学生の安全管理意識

教員養成課程学生と現職教員らの安全意識調査

戸田芳雄らは、「安全推進計画」が策定された 2012 年度に、教員養成課程大学に在籍する学生と保育園・幼稚園から高校までの学校に勤務する現職教員に安全教育に関するアンケートを実施し、翌年度までの 2 年間をかけて調査データを分析した。これは、文科省の提言する「教員養成課程における安全教育の充実」に資するための基礎的なデータを集めるために実施され、2014 年の文科省中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会（第 8 回からは初等中等教育分科会に属する）で報告されている。この調査結果は、戸田らが研究論文としてまとめ公表しているが⁴⁾、ここでは調査結果が全て報告されているわけではなく、アンケート調査結果（抄）となっている。

アンケートは教員養成課程に学ぶ大学生 585 名と保育士、小学校から高等学校までの現職教員 952 名から回答を得ている。この調査データは多くの論文で紹介されているが、調査結果の概要は以下のようで、設問内容は「安全意識」、「安全教育の必要性」、「教員養成課程での安全境域の内容」、「安全で有効な方法」、「安全教育充実のための課題」、「安全教育に関する充実方策への意見」、「資料の活用状況」、「安全スキル」の 8 つに分けられる。ここでは、教員養成課程と学生の安全意識に関係のあるデータを選んで考察していく。戸田が新聞インタビューを受け⁵⁾、調査について語っているで、それも参考にしていく。

「安全意識」については、学生、教員ともに良好だと評価されているが、「運が悪いからけがをする」という質問に対して、学生は「そう思う」「ややそう思う」と考える割合は合わせて 32%であった。これは、教員の 19%に比較してかなり多い。けがをすることが運のせいだと考えていては、ヒヤリハットがあっても、事故防止のために分析・活用することはできない。「けがは防げるか」について肯定するのは、学生 90%、教員 95%であるのに、反対の質問「けがは避けられない」についての肯定意見は学生 47%、教員は 48%。「けがは防げる」と思っている割合からすると、「けがは避けられない」とする人の割合が高すぎる。「けがは避けられないが、防げる」ということにはならないのか。公表された部分だけでは、「避ける」と「防ぐ」の明確な違いが分からないので、判断が難しい。「けがは避けられない」「運が悪いからけがをする」の学生の割合は、教員養成課程での安全教育の重要性を認識させる。事故防止のためには学

生の意識が変わっていく必要がある。「事故が起きた」「けがをした」には必ず原因があると考えて、予防策や事故発生時の対応を考えていくべきである。

「教員養成課程での安全教育が必要か」という質問に対し、学生・教員共同 96% がそう思っている（やや思うも含めて）。これは、2019 年からの教育課程に「学校安全への対応」が必修化する前の調査であるが、当時から学生、教員とも安全教育の必要性は理解されていた。そして、「教員（含保育士）養成段階で、安全に関する科目を開設する」という質問に対しては、学生の 89%、教員の 84% が肯定しており、一つの科目としてまとまった知識が求められて行くことが分かる。

では、教員養成課程での安全教育の内容としてはどのようなものが必要と考えられているのだろうか。この質問に、学生の回答は「学校（園）生活や教育活動の安全」「地震などの防災」の 2 点に集中した。特に「地震などの防災」は「学校（園）生活や教育活動の安全」の約 2 倍になっている。これは、この調査が東日本大震災の翌年に実施されたものであり、大災害を経験し、あちこちに被害の傷痕が残っていたからと考えられる。非日常の体験が回答に反映していると思われ、時間の経過とともに、この数字は減少していくと思われるが、これ以降このような調査が行われていないようなので、後日に調査すれば違う回答になる可能性もある。「防災教育」に対する安全意識が一過性のものにならないように、教育課程のなかでしっかり位置づける必要がある。

教員養成課程の学生の安全管理意識は、けがを運のせいにするとかけがを負うのは仕方がないこと、運動やスポーツでけがをするのは当たり前などの設問に対して、肯定的回答が一定数あるということを除いては、一応前向きにとらえられている。このことは新教育課程の「学校安全への対応」にどう反映されているのだろうか。

教員養成課程の安全管理教育と「学校安全への対応」

教員養成大学の学生の多くが、教員養成課程に「安全」を入れることが必要だと考え、また、文科省が新教育課程に「学校安全への対応」を入れたが、実際に授業の中に取り入れるのには、はっきりしていない点が多い。まず、単独の科目として設定しなくていいのかということである。授業担当者の裁量に任せず、科目として扱うべきだとする意見が多いのは前掲調査の結果にも表れている。

二つ目は、「学校安全への対応」で取り上げるべき内容がはっきりしない点である。学校安全や危機管理に対する保育士や学校教員の対応が個人や地域などでバラバラでは、事故発生率や死傷者数の地域差が出てくるかもしれない。現場で、「学校安全」・「学校管理」を扱う時、教員間に差があってはいけない。できるだけ全国で差が生じないようにするためにも、養成段階での「学校安全への対応」に何を扱うべきかをはっきりさせるべきである。

まとめ

保育士や幼稚園教諭が勤務する園で事故を起こしたとき、刑罰が科せられ、過失の程度によっては罰金刑や身体刑である禁錮刑が科せられる。図表 2 で、刑事裁判になった事例の一部を表にまとめ、禁錮刑以上の刑では、保育士や幼稚園教諭の資格がなくなることを述べた。保育者は子どもの命を預かる重要な仕事で、一瞬の不注意が職を失うことになることをよく自覚して、安全を最優先に留意した保育・教育活動を心がけなければならない。

実際の事故で被告人になった新人保育士が裁判で、園ではプールの安全管理については何も指導されなかった。大学でもそのような授業を受けなかったと証言したことがある。これが事実かどうかは分からないが、少なくとも、本人は「安全」について学んだ機会は一度もなかったと思っているのである。本当に大学の教職課程で「安全管理」について何も学ばなかったのだろうか。

保育者を養成する大学では、このようなことがないように、必修化された「学校教育への対応」を教育課程に取り込み、その内容や範囲が事故を防止し、子どもたちが安全で安心できる環境の構築に資するような内容になるように努力しなければならない。

引用文献

- 1) さいたま市社会福祉審議会 特定教育・保育施設等重大事故検証専門部会『特定教育・保育施設等重大事故検証報告書（平成 29 年 8 月緑区私立認可保育所）』平成 30 年 5 月． p9.
- 2) 内閣府子ども・子育て本部『「平成 30 年教育・保育施設等における事故集計」の公表及び事故防止対策について』2019 年．
- 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター『学校の管理下の災害（令和元年版）』2019 年．
- 4) 戸田芳雄・佐藤喜代・早瀬健介・榎本竜二・小野田桂子・玉置正彦．（2014）．教員養成課程の学生及び現職教員の学校安全への意識及びニーズ．東京女子体育大学女子体育研究所年報 4，8， pp11－18.
- 5) 教育家庭新聞．（2014）．中央教育審議会学校安全部会・戸田芳雄委員に聞く．教育家庭新聞 2014 年 10 月 20 日号

参考文献

- 板東司朗・羽成 守 (編). (2015). *学校事故 判例ハンドブック*. 青林書院.
- 伊藤進. (1983). *学校事故の法律問題 その事例をめぐって*. 三省堂.
- 古笛恵子 (編). (2014). *事例解説 保育事故における注意義務と責任*. 新日本法規.
- 熊丸真太郎. (2018). 教員養成段階での学校安全・危機管理に関する教育：国立大学教員養成課程のシラバス分析から. *学校教育実務研究*. 1巻, 23-33.
- 文部科学省. (2012). 学校安全の推進に関する計画.
- 文部科学省. (2017). 第2次学校安全の推進に関する計画.
- 根岸千悠. (2014). 国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について. *千葉大学大学院人文社会科学研究所プロジェクト報告集* (277), 15-20.
- ニホン・ミック. (2017). 乳幼児の事故・安全管理記事読み比べ①.
- 澤 利夫・小野修平. (2019). 教員養成課程における学校安全に関する一考察. *明星大学明星教育センター研究紀要*, 9, 1-14.
- 末藤美津子. (2017). 学校安全への対応－教職課程における取り組みの課題と可能性－. *東洋学園大学紀要第26-1号*, 41-53.
- 高橋正人. (2015). *裁判所が求める幼稚園・保育所の事故防止策*. かもがわ出版.
- 高野範城. (2006). *乳幼児の事故と保育者の責任*. 創風社.
- 田村和之・古畑淳・倉田賀世・小林弘子. (2016). *保育判例ハンドブック*. 信山社.
- 俵 正市. (2015). *学校事故の法律と事故への対応* (第三版). 法友社.
- 全国保育団体連絡会・保育研究所 (編). (2019). *保育白書 2019年版*, ひとなる書房.